

国官運安第31号
平成18年8月3日

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定について

国土交通大臣 北側 一雄

標記について、運輸審議会答申（平成18年8月3日付国運審第9号）に基づき、別紙のとおり定める。

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針

1. 実施に係る基本的な考え方

(1) 今般、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられることとなった。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。

(2) 法施行後、当面は、新たに導入される安全管理規程に係る制度の周知、啓発等に努め、報告徴収等の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施する。

2. 実施方針

(1) 報告徴収等における重点確認事項

法施行後、当面は、安全管理規程のうち「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」となる「基本的な方針に関する事項」「関係法令等の遵守に関する事項」及び「取組に関する事項」（以下「安全方針等」という。）に関し、以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けた助言を行う。

- ① 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか。
- ② 経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ③ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

(2) 報告徴収等の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき報告徴収等を行う。
- ② 実施に当たっては、保安監査実施部局と連携するとともに、大臣官房運輸安全監理官において、予め、本方針に沿った実施指針を作成し、これに基づいて実施する。
- ③ 経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査を中心に実施する。
- ④ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 報告徴収等の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 報告徴収等に関する内部監査、報告徴収等実施事業者に対するアンケート調査等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、報告徴収等を実施する運輸安全調査官の資質向上に努める。

(4) 報告徴収等の結果の取り扱いについて

- ① 報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対して説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- ② 報告徴収等の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、報告徴収等の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 報告徴収等の実施計画

上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間90から120事業者程度を目安として、計画的に実施する。

なお、当面、特に、大規模な事故が発生し、また、トラブルが多発しており、かつ、一度事故等が発生した場合、利用者への影響が甚大な大量高速輸送機関である鉄道分野及び航空分野について重点的に行う。

3. その他

- (1) 本方針は、平成18年10月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。
- (3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。